

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330029	
事務事業名	介護保険料徴収事務	
予算書の事業名	2. 賦課徴収費	
事業期間	開始年度	終了年度
	平成12年度	当面継続
実施方法	業務分類	5. ソフト事業
	1. 指定管理者代行	2. アウトソーシング
	3. 負担金・補助金	4. 市直営

部・課・係名等	コード1	01050100
部名等	企画総務部	
課名等	税務課	
係名等	納税係①	
記入者氏名	大森 聡	
電話番号	0765-23-1008	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006010201
会計	介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)	
款	1. 総務費	
項	2. 徴収費	
目	1. 賦課徴収費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 介護保険料を徴収する。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険加入者	① 賦課件数	件	12,654	12,884	13,300	13,600	13,600
	② 介護保険料 (現年分)	千円	721,183	725,587	926,600	930,000	935,000	
	③ 翌年度に繰越された滞納金額	千円	18,281	13,307	18,000	18,000	18,000	
手段	<平成23年度の主な活動内容> 介護保険料の徴収 *平成24年度の変更点 なし	① 督促状の発送件数	件	1,549	1,215	1,300	1,300	1,300
	② 賦課件数	件	12,654	12,884	13,300	13,600	13,600	
	③	件						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護保険料を納めてもらう。	① 滞納繰越分の収納率	%	12.2	10.2	15.0	15.0	15.0
	② 現年度分の収納率	%	99.3	99.2	99.5	99.6	99.6	
	③							
その結果	<施策の目指すがた> 介護保険事業制度が公正、円滑に運営される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか 平成12年度から国の制度として始まった。		財源内訳						
		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	1,396	1,461	1,467	1,467	1,467
		④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	1,396	1,461	1,467	1,467	1,467
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 高齢者の増加、介護サービスの多様化に伴い、3年毎の制度見直しの際に保険料率が高くなっている。 また、制度発足当初から本制度に対する市民の根強い不信感と不満がある。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	8	8	8	8	8
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	420	420	420	420	420
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	1,766	1,766	1,766	1,766	1,766
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	3,162	3,227	3,233	3,233	3,233
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 保険料が高すぎる、保険料算定方法は不公平だ、保険料を年金から引いてほしくない、など制度自体に対する市民からの不平・不満がある。		◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)				
		<input type="radio"/> 把握している	→	調査していない。				
		<input checked="" type="radio"/> 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 保険料の公正、適正な賦課徴収は制度の根幹をなしている。
2. 市の関与の妥当性（なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	介護保険法、市介護保険条例
3. 目的見直しの余地（【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 最低限必要な事業費で実施している。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 最低限必要な人件費で実施している。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地（受益の機会が偏っていて不公平でないか）	
なし	説明 徴収事務は市の義務である。
9. 受益者負担の適正化の余地（県内他市と比較し、適正な水準か）	
平均	説明 徴収事務は市の義務である。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり <input type="radio"/> 有効性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり <input type="radio"/> 効率性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり <input type="radio"/> 公平性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 年度	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	国税。県税、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築していく。 コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	国税。県税、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築していく。 成果の方向性 維持

★一次評価（課長総括評価）		二次評価の要否
本市は、介護保険施設数が近隣市町村に比べ多く施設サービスの基盤が充実していることなどから、介護サービスの利用者が増え、保険給付費は増加傾向にある。 介護保険事業の安定運営のための財源となる介護保険料について、住民の理解を求めながら、市条例等に基づく公正・公平な賦課徴収に努める必要がある。		不要

★二次評価（経営戦略会議評価）	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表（平成 23 年度実績と平成 24 年度計画）

【1枚目】

事業コード	52330032				
事務事業名	介護保険料還付事務				
予算書の事業名	1. 第1号被保険者保険料還付金				
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	01050100
部名等	企画総務部	
課名等	税務課	
係名等	納税係①	
記入者氏名	大森 聡	
電話番号	0765-23-1008	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006050101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	5. 諸支出金	
項	1. 償還金及び還付加算金	
目	1. 第1号被保険者保険料還付金	

◆事業概要（どのような事業か。事業の内容、業務の手順など） 介護保険料過誤納付金の還付を通じ、被保険者（65歳以上の1号被保険者）の負担の適正化を図る。		単位	実績		計画・目標				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市介護保険に加入している65歳以上の被保険者（1号被保険者）	① 保険料還付対象件数	件	1,010	992	1,000	1,000	1,000	
		②							
		③							
手段	<平成23年度の主な活動内容> 介護保険料の還付	① 保険料還付件数	件	930	938	950	960	970	
	*平成24年度の変更点 なし	②							
		③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 還付対象者に通知し速やかに還付する。	① 年度内還付率	%	92.1%	94.6%	95.0%	96.0%	97.0%	
		②							
		③							
その結果	<施策の目指すがた> 適正な保険料還付により、被保険者の負担の公平化を図る。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 平成12年度介護保険制度開始		財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	695	633	1,200	1,200	1,200
			(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	695	633	1,200	1,200	1,200
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 長寿化の進展により1号被保険者数、介護認定者数は増加しており、介護サービス利用も増大する中で、介護保険料還付事務の適正な執行は重要である。			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	180	180	180	180	100
			B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	757	757	757	757	421
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1,452	1,390	1,957	1,957	1,621
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 保険料が高いなど介護保険制度全般について理解しづらい。		◆県内他市の実施状況	<input type="radio"/> 把握している <input checked="" type="radio"/> 把握していない						
			（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 他市町村でも被保険者が死亡した場合等、還付が滞ることがあると思われる。						

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表（平成 23 年度実績と平成 24 年度計画）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 適正な保険料還付により、被保険者の負担の公平化を図る。
2. 市の関与の妥当性（なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	介護保険法、市介護保険条例
3. 目的見直しの余地（【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
あり	説明 介護保険料をはじめ後期高齢者医療保険料、国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まっているので介護・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の賦課、還付は一体的に処理できるよう制度の見直しが必要と思われる。被保険者にとってもワンストップ窓口化により利便性が高くなる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事業費は計上していない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 年金特徴の開始により、事務量が増加しており、削減は不可能である。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地（受益の機会が偏っていて不公平でないか）	
なし	説明 還付に関しては特定受益者・負担はない。
9. 受益者負担の適正化の余地（県内他市と比較し、適正な水準か）	
平均	説明 還付に関しては特定受益者・負担はない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input type="radio"/> 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 年度 <input type="text"/>	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	成果の方向性 維持

★一次評価（課長総括評価）		二次評価の要否
還付件数が増加しており、他の後期高齢者医療保険料、国保税の還付事務と併せて、効率的な実施方法等について検討していきたい。		不要

★二次評価（経営戦略会議評価）

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330002			
事務事業名	介護保険施設整備事業補助事業			
予算書の事業名	8.介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業、9.特別養護老人ホーム施設整備事業補助金、10.地域介護福祉空間整備事業			
事業期間	開始年度	平成10年度	終了年度	平成37年度
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input type="radio"/> 4. 市直営
業務分類	4. 負担金・補助金			

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	濱田 剛宏	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	001030102
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	1. 社会福祉費	
目	2. 老人福祉費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 事業者による介護保険施設等の整備に対し、補助金の交付、または、借入金の利子補給を行う。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護サービス事業所を運営している法人	① 介護サービス事業者	法人	16	16	16	16	16
		②						
		③						
手段	<平成23年度の主な活動内容> 特別養護老人ホームへの建設費、スプリンクラーの設置費、小規模多機能型居宅介護事業所及び介護あんしんアパートの建設費に対する補助金の交付。 介護老人保健施設整備費の借入れに対する利子補給の交付。 *平成24年度の変更点 特になし	① 補助金額	千円	19,028	18,418	10,333	10,333	10,333
		② 利子補給額	千円	2,655	2,474	2,292	2,111	1,929
		③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 健全な施設運営により介護保険サービスの充実を図る。	① 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設数	施設	7	7	7	7	7
		② スプリンクラー設置済グループホーム数	施設	2	3	4	4	4
		③ 小規模多機能型居宅介護事業所数	施設	1	2	2	2	2
その結果	<施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年に介護保険制度が開始したが、要介護認定者数の増加に伴い介護保険施設整備が必要となった。 グループホームの火災事故発生によりスプリンクラーの設置が義務付けられた。		財源内訳						
		(1)国・県支出金	(千円)	6,695	8,085	0	0	0
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	14,988	12,807	12,625	12,444	12,262
		A. 予算(決算)額(①)~(4)の合計	(千円)	21,683	20,892	12,625	12,444	12,262
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 高齢化社会の進展に伴い、更なる要介護者の増加が見込まれ、介護施設の需要が高まることが考えられる。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	260	240	60	60	60
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1,093	1,009	252	252	252
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	22,776	21,901	12,877	12,696	12,514
		(参考)人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 介護保険料が高いので、これ以上介護保険施設を建設しないで欲しい。(市民) 在宅では介護をすることができないので、永続的に入所できる施設を求める。(市民) 見守りを必要とする、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯への対応が必要である。(市民・民生委員)		◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 介護保険事業計画は各保険者にて策定するものであり、その中で、介護保険施設をどう整備するかは、各保険者に委ねられている。				
		<input type="radio"/> 把握している	➡					
		<input checked="" type="radio"/> 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	建設費等を補助することで、事業所が健全に運営されることになり、意図の「介護保険サービスの充実を図る。」ことにつながり、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
民間可能	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	要綱により補助基準額が決まっている。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	必要最小限の人件費を充てているため、これ以上削減できない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	補助金等であり受益者負担になじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	補助金等であり受益者負担になじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止		
○ 他の事務事業と統合又は連携		
○ 目的見直し		
○ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
評価結果のとおり現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		不要
東日本大震災の発生を機に「安全安心なまちづくり」への関心が高まっている。保険者として介護保険施設の災害時避難計画の点検を実施する必要がある。		

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330004	
事務事業名	介護保険システム関係事業	
予算書の事業名	介護保険一般管理費	
事業期間	開始年度	平成11年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	本田 陽一	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006010101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	1. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 介護保険法改正に対応するシステムへの改修及び保守業務を委託する。システム機器のリースと保守業務を委託する。 (業務手順) ①事前協議・打ち合わせ ②契約締結事務 ③システム改修後のテスト ④支払い事務	単位	実績		計画・目標		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険システム及び機器	台	13	13	10	10	10
手段 <平成23年度の主な活動内容> システム改修業務及び保守点検業務委託、機器のリースと保守点検業務委託、制度改正に伴うシステム改修 *平成24年度の変更点 介護保険制度変革に伴い、介護保険システムの改修が必要となる。	千円	10,947	11,241	13,585	10,645	10,645
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 新しい介護保険制度に対応したものになる。	%	100	100	100	100	100
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年に介護保険制度が開始し、被保険者の資格管理や利用者の給付管理のためのシステム整備が必要になった。また、社会情勢等の変化に伴い発生する新たな課題に対応できるよう、制度も頻りに改正され、それに対応するためのシステム改修が必要となった。	財源内訳	(千円)	0	0	0	0
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	10,947	11,241	13,585	10,645
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0
	A. 予算(決算)額(①)~(④)の合計	(千円)	10,947	11,241	13,585	10,645
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 高齢化の進展に伴う、要支援・要介護認定者数の激増等さまざまな社会情勢の変化に対応し、介護保険制度もたびたび改正してきた。平成19年度には、後期高齢者医療制度の開始に伴うシステム改修、また、平成20年度は、介護認定システム変更や介護報酬改定に伴うシステム改修が必要となった。 今後は、高齢者医療制度の変革に伴い、新たに改修が必要となる。	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	(時間)	80	80	80	80
	B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	336	336	336	336
	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	11,283	11,577	13,921	10,981
	(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし	◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)			
	<input checked="" type="radio"/> 把握している	→	システムにおける資格管理や給付管理は全保険者で行っている。また、法改正に伴う改修も全ての保険者において実施している。			
	<input type="radio"/> 把握していない					

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input checked="" type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	意図の「新しい介護保険制度に対応したシステムに改修する」ことにより、資格管理や給付管理が適正に行われ、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことには間接的に結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	民間不可
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	必要最小限の事業費で運営しているため適切。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	必要最小限の人件費を充てているため適切。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	システム改修は、制度改正に伴うもので不可欠であり、受益者負担にはなじまない。また、システムの保守点検業務や機器のリース等もシステム運用には不可欠であり、受益者負担にはなじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
【選択】	介護保険システム関係事業は、受益者負担になじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止		
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携		
<input type="radio"/> 目的見直し		
<input type="radio"/> 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 増加
	中・長期的 (3～5年間)	成果の方向性 維持
介護保険制度の変革に伴うシステム改修が必要となる。 高齢者医療制度の変革に伴うシステム改修が必要となる。 3年毎の介護保険制度の変革に伴うシステム改修が必要となる。		

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
評価結果のとおり現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330005	
事務事業名	低所得利用者負担軽減事業	
予算書の事業名	3.低所得利用者負担軽減事業	
事業期間	開始年度	平成12年度
	終了年度	当年度
	当面継続	業務分類
実施方法	4. 負担金・補助金	
	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	本田 陽一	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006010101
会計	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	
款	1. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 介護保険サービスを利用している者のうち、低所得者に対し市が支援を行うことにより、介護保険の利用促進を図る。以下の2事業を行っている。 ①社会福祉法人等利用者負担軽減 … 対象者の介護サービス利用分のうち、1/4又は1/2を社会福祉法人と国・県・市が助成するもの ②在宅介護サービス利用者負担助成(市単事業) … 対象者の介護サービス利用分のうち、1/5又は2/5を市が単独で助成するもの	単位	実績		計画・目標			
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 要支援又は要介護の認定を受けている者のうち、低所得者。 ①届出のある社会福祉法人が行う「介護福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護など」のサービス利用分。 ②すべての事業所が行う「訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション」のサービス利用分。 ※利用するサービスを考慮していずれかを申請してもらう。	対象指標 ① 対象者数 (社会福祉法人等利用者負担軽減) ② 対象者数 (在宅介護サービス利用者負担助成) ③	人	3	3	5	5	5
手段 <平成23年度の主な活動内容> ①申請に基づき、世帯の収入・資産・預貯金等を確認し、対象者と決定した場合は、減額認定証等を交付する。 ②申請に基づき、世帯の収入等を確認し、対象者と決定した場合は、負担助成証等を交付する。 ※平成24年度の変更点 特になし	活動指標 ① 申請者 (社会福祉法人等利用者負担軽減) ② 申請者 (在宅介護サービス利用者負担助成) ③	人	4	3	5	5	5
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護保険サービスを利用している者の経済的負担を軽減する。	成果指標 ① 市補助額 (社会福祉法人等利用者負担軽減) ② 市補助額 (在宅介護サービス利用者負担助成) ③	円	0	0	0	0	0
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実した介護サービスが提供できる。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) ①社会福祉法人と国・県・市が所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。平成12年4月1日より始まっている。 ②市が単独で所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。平成15年6月1日より助成を行っている。	財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	③その他(使用料・手数料等)	(千円)	151	272	384	460	500
	④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
	A. 予算(決算)額①～④の合計	(千円)	151	272	384	460	500
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) ②要支援又は要介護の認定を受ける者が年々増加しているため、今後も低所得者からの申請が増えるものと思われる。	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	160	160	160	160
	B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	841	673	673	673	673
	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	992	945	1,057	1,133	1,173
	(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。	◆県内他市の実施状況 <input type="radio"/> 把握している <input checked="" type="radio"/> 把握していない	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) ①国の制度に基づき行われている事業のため、他市においても実施しているものと思われる。②近隣市(富山市・黒部市・滑川市)は行っていない。介護手当支給事業やおむつ等介護用品支給事業で、在宅介護者への支援をしているが、在宅介護をしている低所得者を市独自に助成することは行っていないとのこと。					

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input checked="" type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	意図の「介護保険サービス利用者の経済的負担を軽減する」ことは介護保険サービスの利用促進となり、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される」ことに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	民間不可
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 介護サービス利用者は年々増加しているため、利用者への事業の周知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力等手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 助成割合については、市の要綱で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費で運営している。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 補助金であり、受益者負担にはなじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 補助金であり、受益者負担にはなじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止		
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携		
<input type="radio"/> 目的見直し		
<input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	引き続き担当ケアマネジャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	担当ケアマネジャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。 成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)	
現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	二次評価の要否
成果指標が補助額 (これは活動指標に近いとも考えられる。) であるので、事業の周知徹底によって成果の向上が見込めるとなる。 しかし、本事業は低所得者の介護保険サービス利用促進が目的 (意図) であるので、成果指標としては、対象者 (低所得者) のうち本事業を使っている人の割合、又は、介護保険サービス料金を支払うことが困難なためサービスを利用していない人の割合 (目標0%) などが適当な指標であると考えられるので、把握が可能で、これらと同等の指標となりうるものはないか検討が必要	不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330033	
事務事業名	サービス事業者振興事業	
予算書の事業名	1. サービス事業者振興事業	
事業期間	開始年度	平成12年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	濱田 剛宏	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006010101
会計	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	
款	1. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 介護保険事業に関する研修会の開催及び情報交換や介護サービスに関する研究等を行う。	単位	実績		計画・目標			
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内介護保険サービス事業者	対象指標 ① 加入事業者 (法人) ② 加入事業者 (事業所) ③	法人	7	7	8	8	8
		ヶ所	17	17	14	14	14
手段 <平成23年度の主な活動内容> ・役員会及び総会、・研修会、・介護相談員との懇談会 ・ホームヘルパー養成研修 (2級過程) ・視察研修 *平成24年度の変更点 特になし	活動指標 ① 研修会 (開催回数) ② 役員会・総会・講演会 (開催回数) ③ その他	回	5	3	4	4	4
		回	4	4	4	4	4
		回	2	2	2	2	2
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに事業者間の連携・情報交換を図る。	成果指標 ① 研修会 (説明会) 参加延べ人数 ② 役員会・総会参加延べ人数 ③ その他参加延べ人数	人	200	218	200	200	200
		人	122	127	150	150	150
		人	33	40	35	35	35
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、利用者に充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 介護保険制度の開始 (平成12年4月1日) により、保険者と事業者の連携が不可欠なため。	財源内訳 ①国・県支出金 (千円) ②地方債 (千円) ③その他(使用料・手数料等) (千円) ④一般財源 (千円) A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)		0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	56	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	56	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) ・制度の浸透による利用者と参入事業者が増大する中、課題解決に向けた連携調整の更なる必要性 ・平成17年10月介護保険制度改正 ・平成18年4月介護保険制度改正 ・平成21年4月介護保険制度改正 ・平成24年4月介護保険制度改正	①事務事業に携わる正規職員数 (人) ②事務事業の年間所要時間 (時間) B. 人件費 (②×人件費単価/千円) 事務事業に係る総費用 (A+B) (千円) (参考) 人件費単価 (円@時間)		2	2	2	2	2
			700	540	540	540	540
			2,944	2,271	2,271	2,271	2,271
			2,944	2,327	2,271	2,271	2,271
			4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし	◆県内他市の実施状況 <input checked="" type="radio"/> 把握している <input type="radio"/> 把握していない	把握している	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) ・近隣市町村では、当市のような連絡協議会は設置されていない。ケアプラン指導事業と連携して事業を行っている保険者もある。				

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 意図の「サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに事業者間の連携・情報交換を図る。」ことにより、真に利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるので、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、利用者に充実したサービスが提供される。」に結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	民間可能
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 ニーズにあった研修会等を重ねることで、事業者のレベルが高まり一層充実したサービスの提供が図られる。ヘルパー研修の経費に対し、市の助成を行うことにより、事業所の受入体勢が整い、より充実した研修が行われることが期待される。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 「地域ケアマネジメント支援事業」「福祉用具・住宅改修支援事業」ケアプランとサービス提供は密接に関わっており、これまでも連携し関わってきたので、今後も引き続き連携していきたい。また、福祉用具・住宅改修事業所への支援については、研修会という形で、本事業の中に組み込んで実施することも可能である。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 運営は、加盟法人・事業者の会費で賄われており、経費の削減は検討できない。平成23年度には、ヘルパー研修の経費について一部補助があったが、平成24年度には削減されており削減対象となる経費はすでに存在しない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
あり	説明 保険者は事業者と共に介護保険制度に関する諸課題を協議・調整する責務があり、公共性公平性の観点からも事務局が市役所社会福祉課に存在することが望ましい以上、成果を下げることなく人件費を大幅に削減することは困難である。ただし、事業運営の中で、これまでに以上に事業者の主体性を高めていくことが必要である。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収している。平成23年度に計上されたヘルパー研修の補助については、協議会の中から講師や実習を受諾した事業者に報酬として支払っており、受益の機会が全ての市民に開かれているとは言いがたいが、民間の講師と比較すると無きに等しいほど微々たる報酬であり、受益の機会が偏っていることで不公平が生じているとはいえない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
低い	説明 基本的に、サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収している。ヘルパー研修に対しては、協議会の経費が主で、一部を当市で補助する形であるため、他市のように行政自体が事業主体として行うヘルパー研修よりも受益者負担の水準は低いといえる。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切 ● 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切 ● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。 削減
	中・長期的 (3~5年間)	事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。 向上

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
本事業は、保険者である市とサービス事業者との良好な関係を維持するために一定の成果が上がっていると判断できるので、現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		不要
ヘルパー養成研修に関しては、24年度の結果を見て判断。また、介護従事者育成に関して市の責務があるのであれば (法令等で明らかであればベター)、予算措置が必要		

★二次評価 (経営戦略会議評価)	
------------------	--

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330006				
事務事業名	介護認定審査事業				
予算書の事業名	1.介護認定審査事業、2.介護認定審査会委員研修事業、1.介護認定調査事業、2.主治医意見書作成事業				
事業期間	開始年度	平成11年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高森 玲子	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006010301
会計	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	
款	1. 総務費	
項	3. 介護認定審査会費	
目	1. 介護認定審査会費	

◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 要介護(要支援)認定申請者	① 要介護認定申請者	人	2,881	2,815	2,900	2,950	3,000
手段	<平成23年度の主な活動内容> 介護保険法に基づく要介護認定申請(新規・更新・変更)に係る認定調査、審査判定及びそれに付随する事務処理。審査委員は総勢20名で、任期は2年、1合議体5名とし4合議体で構成・運営されている。全84回の審査会を開催し、総審査件数は2,673件だった。平成22年度より市内特別養護老人ホーム入所者の更新申請に係る認定調査を委託する。 *平成24年度の変更点 特になし	① 要介護認定審査件数	件	2,765	2,673	2,784	2,832	2,880
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定(要支援・要介護)が行われる。	① 要支援・要介護と認定された人数	人	2,749	2,660	2,770	2,818	2,866
その結果	<施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 介護保険法に基づき、平成11年10月から認定審査を実施		財源内訳	1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
			2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
			3)その他(使用料・手数料等) (千円)	28,354	27,565	30,218	31,125	32,059
			4)一般財源 (千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円)		28,354	27,565	30,218	31,125	32,059
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)		①事務事業に携わる正規職員数 (人)		5	5	5	5	5
本市において要介護認定を受けた方の人数は、平成12年度の1,084人から、平成23年度は2,660人と倍増した。高齢化の進行は今後ますます顕著となるため、認定者数も増加し続けると考えられる。		②事務事業の年間所要時間 (時間)		4,240	4,400	4,450	4,500	4,550
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)		17,829	18,502	18,712	18,923	19,133
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)		46,183	46,067	48,930	50,048	51,192
		(参考) 人件費単価 (円@時間)		4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 土日及び時間外の認定調査を希望、早急に認定結果を出してほしい等		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 介護保険法で義務付けられており、すべての保険者で実施している。					
		<input checked="" type="radio"/> 把握している						
		<input type="radio"/> 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	意図の「要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定が行われる。」ことにより、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令義務 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	・介護保険法 (平成9年法律第123号) 第14条、第27条 ・魚津市介護認定審査会条例 (平成11年魚津市条例第18号) 第1条
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 平成20年度より1回あたりの審査会に出席する委員を削減することにより審査会運営経費の削減に努めているが、これ以上の削減は、審査会の運営自体を妨げるものである。また、認定調査に係る事業費は、調査員の派遣に伴う委託料及び常勤職員の賃金であり、調査員数は認定申請に対して少なすぎる。これ以上の削減は、事業の維持そのものを困難にすることは明らかである。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現在、審査会ごとに市 (事務局) は主務者を1名、副主務者1名が出席して会議の運営にあたっている。平成23年度より介護認定の有効期間を従来より延長し、審査会の審議件数を減らすことにより業務時間の短縮を図っているが、介護認定申請件数も増加しており人件費を削減する余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 介護認定審査事業費は、受益者負担になじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 介護認定審査事業費は、受益者負担になじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ○ 効果向上の余地あり
② 有効性	● 適切 ○ 効果向上の余地あり ○ コスト削減の余地あり
③ 効率性	● 適切 ○ 効果向上の余地あり ○ 受益者負担の適正化の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 効果向上の余地あり ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善	
	年度

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	制度改正があれば対応 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	制度改正があれば対応 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 (疑問点) 要介護認定申請の有料化 (手数料徴収) は、不可?		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	
(評価内容)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330010	
事務事業名	介護保険事業計画推進事業	
予算書の事業名	1. 介護保険事業計画推進事業	
事業期間	開始年度	平成11年度
	終了年度	当年度
	当面継続	業務分類
		6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	鈴木 章好	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006010401
会計	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	
款	1. 総務費	
項	4. 計画策定委員会費	
目	1. 計画策定委員会費	

◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 平成21年3月に策定した「第4期魚津市介護保険事業計画」の進捗状況の点検に当たるとともに、計画の推進に努める。 また、第5期魚津市介護保険事業計画を策定する。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険被保険者	① 介護保険被保険者数	人	27,184	27,298	27,523	27,632	27,748
		②						
		③						
手段	<平成23年度の主な活動内容> 介護保険事業計画推進委員会等の開催	① 委員会開催回数	回	2	4	4	4	4
		②						
		③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。	① 要介護認定者数	人	2,141	2,276	2,342	2,487	2,612
		② 給付費/年	千円	3,783,132	3,947,450	4,155,538	4,300,590	4,496,294
		③						
その結果	<施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 介護保険法制定に伴い、魚津市の介護保険事業が円滑に実施されるように、サービス供給体制の確保を目的として、平成12年3月に「介護保険事業計画」を策定した。		財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	100	1,450	312	312	1,500
		④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額①～④の合計	(千円)	100	1,450	312	312	1,500
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) サービス利用者は、制度創設当初と比べ2倍に増えている。平成27年には団塊の世代が65歳に到達し、高齢化率も30%を超えると推計されるため、支援を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれる中で、本市においては、平成22年度に要介護認定者数が急増している。また、介護従事者の処遇改善を目的として、平成21年度には、介護保険制度が始まって初めての介護報酬プラス改定がされた。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	3	3	3	3
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	960	200	200	1,000
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	841	4,037	841	841	4,205
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	941	5,487	1,153	1,153	5,705
		(参考)人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 保険料がこれ以上高くないように、介護保険施設を建設しないで欲しい。(市民) 保険料を適正に運用して欲しい。(市民)		◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 介護保険事業計画は保険者で3年毎に策定すること定められている。(介護保険法) また、策定した計画については、その推進に努めなければならない。				
		<input checked="" type="radio"/> 把握している	➡					
		<input type="radio"/> 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 意図の「介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令義務 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	根拠法令等を記入 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第117条
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適正であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 保健・医療・福祉の分野から意見を聴取し、計画を策定しなければならない。また、計画の推進についても、関係機関及び地域住民が連携を図りながら進めていくことが重要である。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 高齢者保健福祉計画事業と連携しなければならない。 (理由) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、包括的に高齢者の生活を支えるものであることから、一体の計画として策定すべきものである。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の事業費で運営しているため適切
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費を充てているため適切。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 介護保険事業計画を策定し、推進することは介護保険法で定められている。受益者負担にはなじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 受益者負担になじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ○ 適切 ● 成果向上の余地あり
② 有効性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり ○ 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
③ 効率性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ○ 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ○ 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	年度 年度
● 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ● 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	平成23年度末に策定した事業計画の推進にあたる。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 向上 高齢化率、要介護認知者数、認知症高齢者の推移や介護サービスの利用状況あるいは介護療養病床の転換状況を見ながら、第6期事業計画において必要なサービスについて整備していかなければならない。

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	
------------------	--

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330011	
事務事業名	介護サービス費給付事業	
予算書の事業名	1. 介護サービス費給付事業、1. 介護予防サービス費給付事業	
事業期間	開始年度	平成12年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	鈴木 章好	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006020101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2. 保険給付費	
項	1. 介護サービス等諸費	
目	1. 居宅介護サービス給付費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 介護保険の認定者が介護保険サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。 (業務手順) ①住宅改修・福祉用具購入申請の受付・審査及び支払い ②高額介護サービス対象者の把握、通知書の発送及び支払い ③高額医療合算介護サービス申請書受付、介護保険自己負担額証明書の発行、支払い ④その他給付費の国保連合会へ支払い ⑤月報報告 ⑥給付データ分析	単位	実績		計画・目標			
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護サービス利用者	人	2,141	2,276	2,342	2,487	2,612	
手段 <平成23年度の主な活動内容> 住宅改修・福祉用具購入申請の受付・審査及び支払い 介護サービス給付費の支払い(償還払いと現物給付) 月報報告、データ分析 *平成24年度の変更点 特になし	人	1,822	1,944	2,038	2,198	2,371	
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とする介護サービス費を適正に給付する。	千円	3,783,132	3,947,450	4,155,538	4,300,590	4,496,294	
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようにする。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか 平成12年度介護保険制度の施行	財源内訳	1)国・県支出金 (千円)	1,418,675	1,484,326	1,558,327	1,612,721	1,686,110
		2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
		3)その他(使用料・手数料等) (千円)	2,364,457	2,463,124	2,597,211	2,687,869	2,810,184
		4)一般財源 (千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円)	3,783,132	3,947,450	4,155,538	4,300,590	4,496,294
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 平成12年に介護保険制度が始まったが、サービス利用者は制度開始当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大している。特に、要支援・要介護1の軽度者の増加が著しく、介護予防の必要性が指摘されていた。平成18年4月には予防重視型システムへの転換が図られ、軽度者のうち改善の見込める人を新予防給付対象者と位置づけた。今後は、団塊の世代が65歳に到達する平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。		①事務事業に携わる正規職員数 (人)	4	4	4	4	4
		②事務事業の年間所要時間 (時間)	1,900	1,220	1,300	1,300	1,300
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	7,990	5,130	5,467	5,467	5,467
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)	3,791,122	3,952,580	4,161,005	4,306,057	4,501,761
		(参考) 人件費単価 (円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民) 介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民) サービス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合)(市民)	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 介護サービス費の給付は、すべての保険者で実施している。					
	● 把握している						
	○ 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 意図の「必要とする介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようになる。」に結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令義務 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条、42条の2、48条、51条、51条の2、51条の3、53条、176条、
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 サービス事業者のサービス内容をチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 サービス利用者は1割負担と定められている。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止		
○ 他の事務事業と統合又は連携		
○ 目的見直し		
● 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 増加
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 向上
	介護給付の適正化に努める。	
	介護給付の適正化に努める。	

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
第5期介護保険事業計画により実施		
介護給付費の適正化事業ももちろん重要である。しかし、市民から「サービス利用時の負担額が多い」との意見が寄せられていることから、介護保険サービスの適正利用に関する市民への啓発も必要であると考えられるので、取り組みを強化されたい。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330021	
事務事業名	介護給付費等費用適正化事業	
予算書の事業名	5.介護給付費等費用適正化事業	
事業期間	開始年度	平成21年度
	終了年度	当年度継続
実施方法	業務分類	6. ソフト事業
	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	鈴木 章好	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3. 地域支援事業費	
項	2. 包括的支援事業・任意事業費	
目	5. 任意事業費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付を削減することを目的として、利用者本人（家族）に対し、サービスの請求状況や費用等について通知する。 居宅介護支援事業所を対象にケアプランチェックを実施する。	単位	実績		計画・目標			
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護サービスを必要とする人	① 要介護認定者 ② ③	人	2,141	2,276	2,342	2,487	2,612
手段 <平成23年度の主な活動内容> 富山県国民健康保険団体連合会で作成したサービスの請求状況等の通知書を利用者本人（家族）に対し送付した。 *平成24年度の変更点 市内の居宅介護支援事業所（11事業所）を訪問し、ケアプランチェックを実施する。	① 通知件数 ② ケアプランチェック実施事業所 ③	件 事業所	7,802 11	7,850 0	7,900 11	7,950 11	8,000 11
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 適切な介護サービスを受けることができる。(通知書を利用者や家族に見てもらうことにより、不正請求がないかを確認してもらえるし、又、ケアプランチェックによりケアプランの適正化を図ることができる。)	① 給付費/年 ② ③	千円	3,783,132	3,947,450	4,155,538	4,300,590	4,496,294
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 介護保険制度の施行により、通知の発送やケアプランチェックはすでに実施していたが、平成20年度より、介護給付費等適正化事業として位置づけた。県が平成20年に策定した「富山県介護給付適正化計画」に基づく事業である。	財源内訳	(千円)	282	291	359	304	304
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	188	194	147	202	202
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	470	485	506	506	506
	A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	2	2	2	2	2
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 介護サービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大している。今後は、団塊の世代が65歳に到達する平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。介護給付費や介護保険料の増大の抑制を通じて、介護保険制度を持続可能なものとする必要性が生じてきた。	①事務事業に携わる正規職員数 ②事務事業の年間所要時間 B. 人件費 (②×人件費単価/千円) 事務事業に係る総費用 (A+B) (参考) 人件費単価	(人) (時間) (千円) (千円) (円@時間)	160 673 1,143 4,205	300 1,262 1,747 4,205	300 1,262 1,768 4,205	300 1,262 1,768 4,205	300 1,262 1,768 4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民) 介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民) サービス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合) (市民) 施設入所は待機者が多く、すぐには入れない。(市民)	◆県内他市の実施状況 ● 把握している ○ 把握していない	把握している 把握していない	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 適正化事業は、県が強化を図っている事業でもあり、平成23年度まで全ての市町村で実施しなければならない。				

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 意図の「介護サービスを必要とする人が適切な介護サービスを受けることができる。」ことにより、不適切な給付が削減され、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」に結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている 民間不可 ● 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 経費は通知書の作成代と郵送料のみであり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 発送業務はパートに依頼している。また、ケアプランチェックは年1回の実施であり、必要最小限の人件費を充てており適正である。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 適正化事業 (通知の発送等) は受益者負担になじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 適正化事業 (通知の発送等) は受益者負担になじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止		
○ 他の事務事業と統合又は連携		
○ 目的見直し		
○ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 維持
事業を継続して実施。		

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
介護保険サービス利用状況等の通知書を利用者本人 (家族) に対し送付することによって、請求の錯誤が発見された実績はあるのか? この通知に実効性があるとは認められないので、これに替わる方法を検討されたい。保険料の上昇抑制は重要な事業であるので、代替策に必要な予算は、拡大の方向も可とするので、事務事業のやり方改善方法を提案されたい。		必要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330020				
事務事業名	介護相談員派遣事業				
予算書の事業名	3.介護相談員派遣事業				
事業期間	開始年度	平成13年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	6. ソフト事業

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	道順 尋野	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006030205
会計	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	
款	3. 地域支援事業費	
項	2. 包括的支援事業・任意事業費	
目	5. 任意事業費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 市に登録された介護相談員が、介護サービスを提供している施設を訪問し、利用者のサービスに関する不満・要望や疑問点等を聞き取り、サービス事業所へその内容や気づいたこと等を伝え、その対応を求めたり、保険者へ連絡報告等をする。	単位	実績		計画・目標		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 全ての介護サービス事業所と介護サービス利用者	事業所	54	55	57	58	58
	人	1,822	1,944	2,038	2,198	2,371
手段 <平成23年度の主な活動内容> 延べ166回相談員が事業所を訪問(老人保健施設4ヶ所、老人福祉施設3ヶ所、通所介護12ヶ所、通所リハビリ4ヶ所、グループホーム3ヶ所の26事業所、ショートステイ4ヶ所、高齢者向け入所施設3ヶ所、小規模多機能型1ヶ所)、介護相談員定例会にて活動報告(月1回)、サービス事業者との意見交換会(年1回) *平成24年度の変更点 訪問事業所を3ヶ所増加する(通所介護2ヶ所、小規模多機能型1ヶ所)	回	162	166	166	166	166
	人	6	6	6	6	6
	事業所	34	34	37	37	37
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る。	件	1,530	1,050	950	850	750
	件	80	95	90	85	80
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年、介護保険制度の導入により、これまで行政措置によって提供されていた高齢福祉サービスが、利用者の選択と判断に基づく契約による利用へと切り替わることになり、介護サービス利用者の一層の保護を図る必要があったため。	財源内訳	(千円)	428	707	677	668
	(千円)	(千円)	0	0	0	0
	(千円)	(千円)	286	472	277	446
	(千円)	(千円)	0	0	0	0
	(千円)	(千円)	714	1,179	954	1,114
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 介護相談員制度の開始当時は、介護保険制度が始まって間もない時期で、利用者が増加し、サービス事業者の増設、新規参入が増え、市内のサービス定員が増加した時期であった。当時は、施設におけるサービスに対する不満や苦情が多かったが、現在は介護相談員制度等により、問題点が多く改善されてきて、提供されるサービスの質も向上されてきている。また、施設側の積極的な協力を得ることができるようになってきている。	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	(時間)	400	400	400	400
	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1,682	1,682	1,682	1,682
	事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	2,396	2,861	2,636	2,796
	(参考)人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。	◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)			
	<input checked="" type="radio"/> 把握している	→	富山市、高岡市、射水市、氷見市、魚津市、滑川市、砺波地方介護保険組合(砺波市、小矢部市、南砺市)、中新川広域行政事務組合(上市町、立山町、舟橋村)、新川地域介護保険組合(黒部市、入善町、朝日町)にて、相談員派遣事業を実施している。いずれも居宅訪問の実施は行っており、介護施設、事業所への訪問を行っている。			
	<input type="radio"/> 把握していない					

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 介護サービス利用者がより良いサービスを利用できるように、サービスの質の向上を図ることが不可欠であり、利用者の話を聞き、相談に応じる一方、事業所に向向いてサービスの実態を把握し、利用者と事業所の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上のために、介護相談員は大きな役割を果たしている。県内でも当市は活動が活発で前向きであると評価を得ている。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている 民間不可 <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
あり	説明 現在は、サービス事業所への派遣のみを行っているため、今後は在宅でヘルパー等を利用している方等への派遣を実施して、在宅サービスについての相談も受け付けていきたい。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 介護相談員の資質向上のために、学習会等開催を行う。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 サービス事業者振興事業 サービス事業者へ相談員の聞き取った利用者の不満や疑問に思っていることなどを伝えることにより、サービスの質の向上につなげる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 介護相談員には、月額1万円のボランティア的な報酬をお願いしているので、これ以上の人件費の削減はできないと考える。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人員・経費で行っており、今後訪問する事業所を増やす方向で検討しているため、これ以上の削減はできない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止		
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input checked="" type="radio"/> 目的見直し <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	特になし コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	在宅にてヘルパー等を利用している人まで対象を拡大する。 成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
基本的には、現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ただし、サービス事業者振興事業との連携については、早急に実施すること。また、在宅サービスについての相談は、コスト増のない範囲で検討されたい。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	52330024				
事務事業名	介護給付費精算事業				
予算書の事業名	1. 国県支出金等返納金、1. 他会計繰出金、1. 元金、1. 介護給付費準備基金積立金、1. 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金				
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	鈴木 章好	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	523003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	介護保険サービスの充実	

予算科目	コード3	006050102
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	5. 諸支出金	
項	1. 償還金及び還付加算金	
目	2. 国県支出金等返還金	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 介護給付費等の費用は、50%が公費負担となっており、国が25% (施設等給付費15%)、県12.5% (施設等給付費17.5%)、市町村が12.5%となっている。 国・県の負担金は、前年度実績を踏まえ、当該年度分は概算で交付され、給付費確定後に次年度予算にて精算をする。	単位	実績		計画・目標		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護サービスが必要とする人	人	2,141	2,276	2,342	2,487	2,612
手段 <平成23年度の主な活動内容> 給付費の確定に伴い国・県交付金及び積立金を精算する。 貸付金の償還。 *平成24年度の変更点 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立事業は平成23年度で終了・精算し、残が生じた場合は24年度で国に返納する。	千円	24,584	12,048	2,424	0	0
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とするサービスを受けることができる。	千円	3,783,132	3,947,450	4,155,538	4,300,590	4,496,294
その結果 <施策の目指すがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年、介後保険制度の導入に際し、介護保険の費用負担割合が定められた。平成18年度には負担割合の見直しが行われ、国が25% (施設等給付費15%)、県12.5% (施設等給付費17.5%)、市町村12.5%となった。 平成20年、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供することを目的として、介護報酬を3%アップし、介護従事者の処遇改善を図る。	財源内訳	(千円)	0	0	0	0
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	65,975	30,777	26,502	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0
	A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	65,975	30,777	26,502	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) サービス利用者は制度創設当初と比べ2倍になっている。それに伴い、給付費も増大しており、国・県・市町村の負担も増えている。	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2
	②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	160	160	160
	B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	421	673	673	673
	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	66,396	31,450	27,175	673
	(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 保険料が高い。(市民、議会) 介護従事者の賃金を上げて欲しい。(サービス従事者、議会)	◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)			
	● 把握している	→	全ての市町村が給付の確定に伴い、国・県交付金、積立金の精算を行っている。			
	○ 把握していない					

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 介護給付費は、公費50%、保険料50%で賄われており、国・県からの交付金等は重要な財源である。給付費を確定させ、国・県交付金等の額を確定することは、必要とするサービスを確保する上で需要であり、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令義務 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	根拠法令等を記入 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第121条～第123条、第147条
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 給付費の確定に伴う精算手続きであり、事業費の削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費を充てているため適切

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することと定められている。(介護保険法)
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 サービス利用者は1割負担と定められている。

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止		
○ 他の事務事業と統合又は連携		
○ 目的見直し		
○ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	財政安定化基金償還、介護従事者処遇改善臨時特例基金事業は平成23年度で終了する。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	財政安定化基金より貸付を新たに受ける場合は償還が発生する。 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
一般的に年間事務所要時間が100時間を越えるものは評価することが目安とされている。しかし、本事務事業の成果を市民目線から考えたとき、評価する必要があるかどうか疑問である。したがって、適当な事務事業に統合 (吸収) すべき。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	